

美らネット 24 投資信託ストア ルール 変更について

美らネット 24 投資信託ストアルールを一部変更いたします。

「美らネット 投資信託ストア」ルール新旧対照表

下線部を追加・変更又は削除します。

新		旧	
買付注文 当システム上から発注可能な銘柄のご注文および、お電話でのご注文については、下記の方法でお受け致します。		買付注文 当システム上から発注可能な銘柄のご注文および、お電話でのご注文については、下記の方法でお受け致します。	
買付注文 及び 募集買付	(省略) ----- (省略) ----- (省略) ----- (省略) ----- ◇注文口数 又は 注文金額 <u>注文口数：・「申込単位の整数倍」「最低申込口数以上」「買付申込上限口数以下」の範囲内の口数でご注文をお受け致します。</u> ・最低申込口数は、各銘柄の指定口数と致します。 <u>注文金額：・申込金額の範囲内で手数料等を含めた買付可能口数を買付けます。</u> ・「最低申込金額以上」「買付申込上限金額以下」の範囲内の口数で <u>ご注文をお受け致します</u> ・ <u>金額指定買付可能銘柄は、当面は当社の別に定める銘柄に限らせていただきます。</u>	買付注文 及び 募集買付	(省略) ----- (省略) ----- (省略) ----- (省略) ----- ◇注文口数 又は 注文金額 注文口数：・「申込単位の整数倍」「最低申込口数以上」「買付申込上限口数以下」の範囲内の口数でご注文をお受け致します。 ・最低申込口数は、各銘柄の指定口数と致します。 注文金額：・申込金額の範囲内で手数料等を含めた買付可能口数を買付けます。 ・「最低申込金額以上」「買付申込上限金額以下」の範囲内の口数でご注文をお受け致します ・金額指定買付可能銘柄は、当面は当社の別に定める銘柄に限らせていただきます。
◇約定日が同一営業日となる同一銘柄のご注文を複数受付けることは出来ません。ご注文口数を変更される場合は一度取消した上で再度ご注文下さい。但し、特定口座と一般口座の口座区分の異なる注文はその限りではありません。 ◇買付注文の約定日・受渡日は投資信託ごとに異なりますので充分ご注意ください。		◇約定日が同一営業日となる同一銘柄のご注文を複数受付けることは出来ません。ご注文口数を変更される場合は一度取消した上で再度ご注文下さい。但し、特定口座と一般口座の口座区分の異なる注文はその限りではありません。 ◇買付注文の約定日・受渡日は投資信託ごとに異なりますので充分ご注意ください。	
<買付注文における余力計算・消化・審査> 投資信託ストアでは、買付入力時に余力審査は行わず全てのご注文を受付けます。その後、各投資信託の締切時間経過後に買付注文の受渡日の国内株式取引口座（国内先物オプション取引口座、海外証券先物取引口座の証拠金の現金残高は含みません。）の出金余力額を審査し、買付余力拘束額（後記参照）が出金余力額以下である場合、出金余力額を上限として、買付注文を受付けます。 この場合、買付銘柄の受渡日までに、注文済だが未約定の投資信託の換金注文の受渡日が到来する場合は、当該換金注文の仮計算額を投資信託の買付余力に算入し、買付注文の受渡日到来までに未反映の投資信託分配金や償還金等がある場合は当該分配金等の額を買付余力に算入します。したがって、当該買付注文の仮計算額が未反映の利金分配金等と換金注文の仮計算額の合計額を超過した場合は、その超過額を買付余力拘束額として拘束します。 <u>なお、金額指定買付の場合の「買付注文拘束目率」は 100%といたします。</u>		<買付注文における余力計算・消化・審査> 投資信託ストアでは、買付入力時に余力審査は行わず全てのご注文を受付けます。その後、各投資信託の締切時間経過後に買付注文の受渡日の国内株式取引口座（国内先物オプション取引口座、海外証券先物取引口座、 <u>外国為替証拠金取引口座</u> の証拠金の現金残高は含みません。）の出金余力額を審査し、買付余力拘束額（後記参照）が出金余力額以下である場合、出金余力額を上限として、買付注文を受付けます。 この場合、買付銘柄の受渡日までに、注文済だが未約定の投資信託の換金注文の受渡日が到来する場合は、当該換金注文の仮計算額を投資信託の買付余力に算入し、買付注文の受渡日到来までに未反映の投資信託分配金や償還金等がある場合は当該分配金等の額を買付余力に算入します。したがって、当該買付注文の仮計算額が未反映の利金分配金等と換金注文の仮計算額の合計額を超過した場合は、その超過額を買付余力拘束額として拘束します。	

買付余力拘束額・・基本的には直近の基準価額をもとに仮計算した精算代金に銘柄毎に当社が定めた「買付注文拘束掛目率」を乗じた金額を指しますが、未約定の換金注文や未反映の分配金・償還金等がある場合はその限りではありません。当該拘束額は約定日まで拘束し、正確な精算金額が確定次第拘束額を修正して受渡日まで拘束致します。

＜未約定の換金注文及び未反映の投資信託分配金・償還金が無い場合の買付余力拘束額＞

【買付余力拘束額＝（ご注文口数 × 直近の基準価額 + 販売手数料） × 拘束掛目率】

＜未約定の換金注文又は未反映の分配金・償還金等がある場合の買付余力拘束額＞

【買付余力拘束額＝買付注文の仮計算額※－未反映の分配金等－換金注文の仮計算額※】

注）投資信託ストアの買付注文発注画面や注文照会画面には余力拘束金額が表示されておりますが、表示されている金額は当該買付注文に係る仮計算額であり、実際に拘束する金額は上記の数式により算出し、株式取引画面の資産照会画面に表示します。

また、上記の計算結果がマイナスになる場合、買付余力拘束額が発生しない場合があります。

※ 仮計算額・・未約定の買付及び換金注文の受渡金額を、以下の計算により求めた金額。

- ・買付拘束仮計算額＝(直近の基準価額×ご注文口数+販売手数料)×拘束掛目率
- ・換金評価仮計算額＝(直近の換金価額×換金口数－課税仮計算額)×95%

換金注文

当システム上から発注可能な銘柄のご注文および、お電話でのご注文については、下記の方法でお受けいたします。

換金注文 「解約」	換金注文は『解約』のみとさせていただきます。 公募株式投資信託の解約も、みなし譲渡所得（損益）として上場株式等の譲渡損益との通算が可能となります。特定口座をご利用のお客様は、特定口座においても損益通算されます。
	◇銘柄 換金される銘柄を選択していただきます。
	◇注文口数 換金注文は口数指定のみとなります。 <u>口数指定買付銘柄の場合</u>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「換金可能口数」「申込可能上限以下」の範囲内で、「申込単位の整数倍」の口数にてご注文をお受けいたします。 <u>金額指定買付が出来る銘柄の場合</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「最小単位（1口）の整数倍」の口数にてご注文をお受けいたします。

◇換金注文の約定日・受渡日は投資信託ごとに異なりますので充分ご注意ください。

◇換金方法には「買取」もございますが、税制上「解約」と差異が無くなりましたので、特段の事情を除き「解約」のみでの換金とさせていただきます。

買付余力拘束額・・基本的には直近の基準価額をもとに仮計算した精算代金に銘柄毎に当社が定めた「買付注文拘束掛目率」を乗じた金額を指しますが、未約定の換金注文や未反映の分配金・償還金等がある場合はその限りではありません。当該拘束額は約定日まで拘束し、正確な精算金額が確定次第拘束額を修正して受渡日まで拘束致します。

＜未約定の換金注文及び未反映の投資信託分配金・償還金が無い場合の買付余力拘束額＞

【買付余力拘束額＝（ご注文口数 × 直近の基準価額 + 販売手数料） × 拘束掛目率】

＜未約定の換金注文又は未反映の分配金・償還金等がある場合の買付余力拘束額＞

【買付余力拘束額＝買付注文の仮計算額－未反映の分配金等－換金注文の仮計算額】

注）投資信託ストアの買付注文発注画面や注文照会画面には余力拘束金額が表示されておりますが、表示されている金額は当該買付注文に係る仮計算額であり、実際に拘束する金額は上記の数式により算出し、株式取引画面の資産照会画面に表示します。

また、上記の計算結果がマイナスになる場合、買付余力拘束額が発生しない場合があります。

※ 仮計算額・・未約定の買付及び換金注文の受渡金額を、以下の計算により求めた金額。

- ・買付拘束仮計算額＝(直近の基準価額×ご注文口数+販売手数料)×拘束掛目率
- ・換金評価仮計算額＝(直近の換金価額×換金口数－課税仮計算額)×95%

換金注文

当システム上から発注可能な銘柄のご注文および、お電話でのご注文については、下記の方法でお受けいたします。

換金注文 「解約」	換金注文は『解約』のみとさせていただきます。 公募株式投資信託の解約も、みなし譲渡所得（損益）として上場株式等の譲渡損益との通算が可能となります。特定口座をご利用のお客様は、特定口座においても損益通算されます。
	◇銘柄 換金される銘柄を選択していただきます。
	◇注文口数
	「換金可能口数」「申込可能上限以下」の範囲内で、「申込単位の整数倍」の口数にてご注文をお受けいたします。

◇換金注文の約定日・受渡日は投資信託ごとに異なりますので充分ご注意ください。

◇換金方法には「買取」もございますが、税制上「解約」と差異が無くなりましたので、特段の事情を除き「解約」のみでの換金とさせていただきます。

付則

この改正は、平成 25 年 7 月 8 日から 施行する。